

議案第 3 号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、県立学校処務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の設置に伴い、同中学校の文書の記号を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の設置に伴い、同中学校の文書の記号を定める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 名護高等学校附属桜中学校の文書の記号を定める。(別表第1関係)
- (2) この訓令は、令和4年12月 日から施行する。(附則)

4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

沖縄県教育委員会訓令第 号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

与勝緑が丘中学校	緑丘中
----------	-----

」を

「

名護高等学校附属桜中学校	桜中
与勝緑が丘中学校	緑丘中

」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年12月 日から施行する。

新旧対照表

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表													
改正案	現行												
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(記号及び番号)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、県立学校（以下「学校」という。）における公印取扱い、文書取扱い並びに副校長、教頭及び事務長の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(記号及び番号)</p> <p>第13条 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。この場合、記号の次に番号を付するものとする。</p> <p>(1) 文書の記号は、別表第1に定めるとおりとし、その番号は、各学校に備える文書件名簿（第1号様式）により、収受の際に記入し、収受に基づかないで発する場合は、施行の際に記入する日付順の一連番号とする。ただし、軽易な文書については、番号に代えて「号外」と表示し、文書件名簿への記載は省略するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>												
<p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名護高等学校附属桜中学校</td> <td>桜中</td> </tr> <tr> <td>与勝緑が丘中学校</td> <td>緑丘中</td> </tr> </tbody> </table>	学校	記号	名護高等学校附属桜中学校	桜中	与勝緑が丘中学校	緑丘中	<p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>与勝緑が丘中学校</td> <td>緑丘中</td> </tr> </tbody> </table>	学校	記号	(新設)	(新設)	与勝緑が丘中学校	緑丘中
学校	記号												
名護高等学校附属桜中学校	桜中												
与勝緑が丘中学校	緑丘中												
学校	記号												
(新設)	(新設)												
与勝緑が丘中学校	緑丘中												